

エデュ ポシ



第37号

令和6年2月

田原を美しくする会

連絡先 0531-23-3538
(田原市廃棄物対策課内)

- 田原を美しくする推進デー
- 活動紹介(渥美半島観光ビューロー)
- 環境美化活動を応援します
- 清掃活動をしています
- 知っていますか?
 - ・豊橋市とのごみ処理広域化
 - ・ごみの屋外焼却は禁止されています



「大切な地域の自然環境を守るために…」

汐川干潟は汽水域の貴重な生き物の宝庫です。しかし、干潟の中にはプラスチック製の容器やペットボトルなどのごみがみられます。私たちがポイ捨てしたごみは、雨に流され川の流れに乗って干潟に到達し、最終的にはマイクロプラスチックとなり、干潟の生き物に取り込まれ悪影響を与えます。汐川干潟を守るため、ポイ捨ては絶対にやめましょう。

田原を 美しくする 推進デー

各自治会での協力
ありがとうございました。

きれいなまちは、みんなの手で！

6月4日(日)に31回目となる「田原を美しくする推進デー」における清掃活動を市内全域で実施しました。各コミュニティ協議会単位で地区内の公園や道路等の清掃活動を行っていただきました。

昨年度比で520kg増加となる19,150kgのごみを市内全域から回収しました。参加していただきました皆さん、ありがとうございました。

これからも清潔で魅力あるまちづくりにご協力をお願いします。



推進デーの実績	令和4年度	令和5年度
缶	560kg	570kg
もやせるごみ	2,260kg	2,530kg
枝木・草	14,370kg	15,580kg
その他のごみ	1,440kg	470kg
計	18,630kg	19,150kg

活動紹介

渥美半島観光ビューロー

①渥美半島観光ビューローはどんな団体ですか？

渥美半島観光ビューローの前身は、田原市観光協会で令和3年11月に法人化し、現在に至っています。主な活動内容は、観光客誘致、地域経済の発展を図るため、田原市の観光並びに物産品等の情報発信を行っています。

②今年行われた海岸清掃はどういう経緯で行われたんですか？

渥美半島観光ビューローの最大のイベントである「渥美半島菜の花まつり」開催を前に、毎年12月ごろにビューロー会員が菜の花まつりに来てくれる観光客に菜の花と合わせて雄大な太平洋を気持ちよく見ていただけるよう、伊良湖菜の花ガーデン南側の海岸清掃を行っています。

③今後の取組とメッセージ

田原市内には、すばらしい景観、きれいな花、美味しい食べ物など他の地域の人たちに自慢できるものがたくさんあります。私たちは、いろいろなイベント等を通じて、これからも皆様といっしょに自慢できるまちづくりに努めてまいります。



環境美化活動を応援します

毎年多くの方がボランティアで清掃活動を実施されています。
田原を美しくする会では、活動の支援として清掃用ごみ袋の支給や、
火バサミの貸し出しを行っています。道路や河川の清掃活動の際に
ご利用いただけます。希望される方は、廃棄物対策課へお越しください。

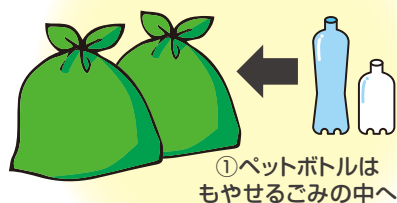


環境美化活動時のごみの回収方法

- 「もやせるごみ」「埋めるごみ」「空缶」「こわすごみ・粗大ごみ」「その他のごみ」を分けて回収してください。
- 回収したごみは、各資源化・環境センターへ搬入してください。(搬入の3日前までに申請をお願いします。)

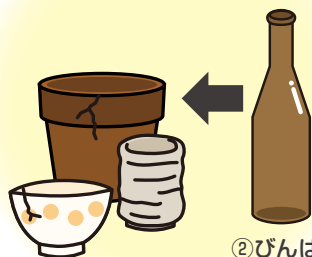
環境美化活動時の【分別特別ルール】

もやせるごみ



①ペットボトルは
もやせるごみの中へ

埋めるごみ



②びんは
「埋めるごみ」の中へ

空缶



③アルミ缶・スチール缶
は一緒に回収

環境美化活動による
各資源化・環境センターへの
ごみ搬入(要事前申請)は
分別に特別ルールが
適用されます。



- ①ペットボトルは「もやせるごみ」として出すことができます。
- ②びんは「埋めるごみ」として出すことができます。
- ③空缶はアルミとスチールを一緒に出すことができます。

※①②③は、家庭ごみとしてステーションに出す際には通常の分別が必要です。

清掃活動をしています

今年度も各種団体、グループ等がボランティアで清掃活動を実施しています。これらの皆さんの活動により数多くの散乱ごみが回収され、市内の道路・公園・海岸・河川などがきれいになりました。

活動していただいた皆さんを一部ご紹介します。

- ♣NSA愛知支部
- ♣愛知サーフユニオン
- ♣赤石花クラブ
- ♣あかばね塾
- ♣渥美ロータリークラブ
- ♣渥美漁協
- ♣渥美半島の里海を美しくする会
- ♣渥美半島観光ビューロー
- ♣伊良湖ロングボードクラシック
- ♣伊良湖岬観光協議会
- ♣おいでんガールズカップ実行委員会
- ♣小中山漁協
- ♣久美原海岸を美しくする会
- ♣せせらぎの会
- ♣太平洋友の会
- ♣田原臨海企業懇話会
- ♣田原ローターアクトクラブ
- ♣田原市サーフィン協会
- ♣田原市消防団
- ♣とよはしたはらをきれいにする会
- ♣日本釣振興会愛知県支部
- ♣ファースト・オーディット
- ♣各小中学校
- ♣各地区自治会



※このほか多数の個人・団体の方が活動されています。



◎豊橋市とのごみ処理広域化 「ごみの分別区分が変わります」

田原市では、「財政負担の軽減」「エネルギー回収の向上」などのメリットから、豊橋市とのごみ処理の広域化を令和7年4月から開始します。

それに伴い、ごみの分別区分が変更となりますので、ご案内します。



家庭系ごみの分別区分の変更(令和7年1月～)

○「もやせるごみ」から、「生ごみ」の分別を新たに開始

- ・ 令和7年1月～3月はごみ中継施設の試運転に使用し、4月から豊橋市への搬入を開始します。
- ・ 生ごみは豊橋市バイオマス利活用センター(神野新田町)に搬入を開始します。

○「プラマークごみ以外のプラスチック製品」を 「プラスチックごみ」で新しく収集を開始

- ・ プラマークごみ以外のプラスチック製品は、50cm未満のハンガーやバケツ類などです。

○「プラマークごみ」「白色トレイ」「発泡スチロール」を、 新しく「プラスチックごみ」に統合

- ・ 収集回数は週1回に増加します。
- ・ プラスチックごみは、日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクルされます。



◎ごみの屋外焼却は禁止されています

絶対にやめましょう!!

ごみの屋外焼却行為は一部の例外を除き法律で禁止されています。

廃ビニールや生活ごみなどを自ら焼却することは、煙やにおいが洗濯物についたり、灰が飛び散るなどして近所迷惑になるばかりではなく、火事の原因となったり、ダイオキシンなどの有害物質を発生させるおそれがあります。

しかし、「よその家庭でも燃やしているから」、「今までも燃やしていたから」という安易な考えから、残念なことにいまだに一部の方が屋外焼却を行っています。近隣住民の気持ちも考え、屋外焼却は絶対にやめましょう。

野焼きに対する罰則について

法律に反したごみの焼却には厳しい罰則(廃棄物処理法25条第1項第15号)があります。

罰則は、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はこの併科です。

法人の業務に関する場合の罰則はさらに重く、罰金の上限が3億円となります。

